（経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例）

第五条　平成三十年度において、算定政令附則第十七条に規定する経過的組合員（次条及び附則第七条において「経過的組合員」という。）を組合員とする組合について、附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条、附則第四条の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

ハ	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合
四	
イ	イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額
ロ	特定納付費用見込額のうち第二号ロに掲げる額及び前号イに掲げる額の合算額を控除した額
ハ	組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額のうち第二号ハ及び前号ロに掲げる額の合算額を控除した額
	算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

（経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例）

第五条　算定政令附則第十八条に規定する経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七条、附則第四条の規定により読み替えられた第七条の四から第七条の六まで及び第十三条の規定を適用する